

個人所属ビーチクラフト式A36型
JA4160の航空事故調査について
(経過報告)

令和8年4月23日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和7年4月29日、個人所属ビーチクラフト式A36型JA4160が島根県安来市の中海の南岸に不時着し、搭乗者が重傷を負った航空事故について、令和7年4月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本調査については、本航空事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本航空事故の責任を問うために行うものではない。

1. 航空事故の概要

個人所属ビーチクラフト式A36型JA4160は、令和7年4月29日（火）、レジャー飛行のため、出雲空港から八尾空港へ向けて島根県安来市上空を飛行中、エンジンオイルの圧力の低下を示す計器指示があったため、引き返しを試みたが、13時36分頃、美保飛行場（米子空港）の南南西約6km付近の中海の南岸に不時着した。同機は大破したが、火災は発生しなかった。同機には、機長のほか同機の所有者である操縦士の計2名が搭乗しており、両名とも骨折の重傷を負った。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和7年4月29日、本航空事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、GPS航跡記録の解析、現地調査、機体の損傷調査、整備記録の分析、気象に関する情報収集等を実施した。また、同機のエンジンは、エンジンの設計・製造者であるコンチネンタル・エアロスペース・テクノロジーズ社へ送付し、アメリカ合衆国の代表及び顧問並びに運輸安全委員会の航空事故調査官立会いの下、分解調査を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

機長及び操縦士の口述によれば、飛行の経過は、概略次のとおりであった。

同機は、レジャー飛行のため、機長が左操縦席、同機の所有者である操縦士が右操縦

席に着座し、13時22分に出雲空港を離陸し、八尾空港に向かった。

13時32分頃、島根県安来市上空を高度約5,500ftで飛行中、機長は、エンジンオイルの圧力計の指示が通常の範囲より低下していることを認めたため、引き返すことを決断し左旋回をして機首を中海に向けた。引き返す途中、エンジンオイルの圧力計の指示は、下限にまで達し、風防にはエンジンオイルと思われる霧状のものが付着した。程なくエンジンは「バンッ」という音とともに出力を失い、同機は滑空状態となった。機長は、出雲空港までの飛行は不可能と判断し、中海への着水を決断した。同乗の操縦士も同意し、機長から操縦を交代した。操縦士は、河川や農地への不時着も考えたが、河川には多くの橋が架かっており、農地には民家や電線が見えたため、これら地上への被害を最小限に抑えようと、できる限り滑空距離を伸ばす操作を行った。しかし、高度の低下に伴い防潮堤が想定以上に高く感じられ、中海には到達できないと判断し、農地に着地することとした。

その結果、中海の手前約80mの農地に接地し、バウンドして防潮堤及び河川施設に衝突し、中海の南岸で停止した。機体は大破したが火災は発生しなかった。



図1 機長が所持していたタブレットに記録されたGPSデータによる同機の推定飛行経路



図2 同機が衝突した防潮堤及び河川施設

(2) 死傷者

機長及び操縦士が骨折の重傷を負った。

(3) 航空機の損壊

機体は大破した(図3)。エンジンケースに穴が開いており、エンジンの内部部品(コネクティングロッド)が防潮堤の路上で発見された(図4)。



図3 大破した機体



図4 同機のエンジン及びエンジンの内部部品(コネクティングロッド)

(4) 航空機等

① 航空機

型式：ビーチクラフト式A36型

製造番号：E-2734、製造年月日：平成4年7月9日

耐空証明書：第大-2024-622号

有効期限：令和8年2月20日

総飛行時間：14,981時間41分

② エンジン

型式：コンチネンタル式IO-550-B89型

製造番号：1036046

総使用時間：689時間56分

(5) 気象

本航空事故発生時間帯の天気概況は、次のとおりであった。

事故発生場所から北北東約11.5kmに位置する特別地域気象観測所「境」で観測した気象データによると、事故当時、天気は晴れ、北西の風平均3.9m/s、最大風速7m/s、気温15.7℃、視程20kmであった。

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報及び今後入手予定のエンジンの分解調査結果に基づいて、同エンジンが破損に至った経緯など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。